八街市選挙管理委員会告示第３３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項（条例の制定又は改廃の請求）及び第７５条第１項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項（合併協議会設置の請求）及び第５条第１項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数、地方自治法第７６条第１項（議会の解散の請求）、第８０条第１項（議員の解職の請求）、第８１条第１項（長の解職の請求）及び第８６条第１項（副市長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第５条第１５項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の６分の１の数は、それぞれ次のとおりである。

令和８年１１月１４日

八街市選挙管理委員会委員長　篠塚　信幸

１　地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項及び第５条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の５０分の１の数

１，０９８人

２　地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数

１８，２９７人

３　市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項及び第５条第１５項の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数

９，１４９人